

令和4年3月4日

保護者各位

野田市児童家庭部長

登園自粛要請期間の延長について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策及び登園自粛にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

市では、保育所等の社会的機能の維持を図るため、保育所等において感染者が確認された場合の臨時休園について、園児等の安全確保を最優先としつつも、関係するクラスを除き通常開所とするなど、保護者の皆様の就業を継続し、社会経済活動を止めないように取り組んでいるところです。

しかし、市内においても感染が広がっており、また、これまでに複数の保育施設等の関係者に感染が確認されていることから、今後の感染拡大を防止するため、3月6日までとしていた登園自粛要請期間を3月31日まで延長することについて本日の野田市新型コロナウイルス対策本部会議で決定されました。

つきましては、感染防止のため、家庭内保育が可能な方については、引き続き、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 登園自粛要請期間

令和4年1月21日（金）から令和4年3月31日（木）まで

※登園自粛を強制するものではありません。

2. 登園自粛の協力について

保育施設では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策に留意しておりますが、子どもたちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できない状況下にあります。そのため、ご家庭で保育が可能な方については、早めのお迎えや登園を控える等、出来る限りのご協力をお願いいたします。

また、保育が必要な方においても、保護者が休暇を取得する場合などは登園を控えていただくなど、必要な日及び時間での保育所等のご利用をお願いいたします。

3. 感染拡大防止について

- ①お子さま本人に発熱等の風邪症状が見られる場合やご家族等に体調不良の方がいる場合には、お子さまの登園を控えていただきますようご協力をお願いします。
- ②同居家族、お子様がPCR検査を受けることになった場合には、登園せずに保育所（園）にすみやかに報告し、結果についてもご報告をお願いします。

4. 期間中の保育料（0～2歳クラス）及び給食費（3歳以上のクラス）について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えるため、登園を控えた（欠席した）場合、保育料の日割計算及び給食費の減額を実施します。

※返還方法や手続については、「返還方法等について」の案内をご覧ください。

5. 保育の必要性の認定（求職活動中、育児休業からの復職予定の方）について

必要とされている就労の中止等を要請するものではないため、求職活動中の方や育児休業からの復職予定の方についての認定期間等の延長はいたしません。現在育児休業中で、もともと令和4年3月に育児休業から復帰予定でない方や、親族等の協力が得られる方など、家庭内保育が可能な方については、家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。

6. 小学校休業等対応助成金・支援金の利用について

厚生労働省においては、新型コロナウイルスの影響による保育所等の臨時休園等（市からの要請による登園自粛も含む）により、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援するため、小学校休業等対応助成金・支援金を創設し、「学校等休業助成金・支援金受付センター」において、申請書を受け付けています。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。